

令和3年7月6日

各 部 局 長 殿

国立大学法人新潟大学長

牛 木 辰 男

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における
職員の職務専念義務の免除に関する臨時措置について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職務専念義務の
免除に関する臨時措置を設けることとしました。

職務専念義務を免除する期間は、下記のとおりです。

なお、この通知による臨時措置は、令和3年7月6日から当分の間措置するものとし、
その終期については、適用状況等を勘案の上、おって通知します。

また、この通知については、別紙に留意の上、運用願います。

記

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合又はこれらの予防接種との
関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、職員が勤務し
ないことがやむを得ないと認めるときに、業務に支障のない範囲内において、勤務しな
いことを承認された期間

担当 総務部労務福利課専門職員（労務企画）

TEL 025-262-6033 FAX 025-262-7799

(別紙)

- 1 予防接種を受けるために要する往復時間等も、この通知により職務専念義務を免除することができるものとする。
- 2 記中「予防接種との関連性が高いと認められる症状」としては、副反応としての発熱、頭痛、倦怠感等のほか、負傷又は疾病の症状も含まれる。
- 3 国立大学法人新潟大学職員安全衛生管理規程第 13 条の規定に基づき、職員の健康保持のために講ずる措置として実施する予防接種を受けた場合において、前項の症状により療養する必要があるときも、この通知によることができる。
- 4 記中「業務に支障のない範囲内」は、療養する必要がある場合にあっては、そのためにやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。
- 5 記中「勤務しないことを承認された期間」は、必要に応じて 1 日、1 時間又は 1 分を単位として取り扱うことができるものとする。
- 6 今回の臨時措置により職務専念義務の免除を申請する場合は、別添の申請・承認書により行うものとする。なお、予防接種を受けた後、接種年月日及び接種場所が記載された書類（接種記録書の写し等）を提出するものとする。
- 7 出勤簿の表示については、下欄に次の例により記入する。
(例) 臨時措置による職免が 1 日あった場合……………接種
臨時措置による職免が 4 時間あった場合……………接種 4
- 8 就業管理システムについては、次の例により入力する。
(例) 期間、時間種類（一日休又は時間休）、時間を入力
休暇種別：職務専念義務免除（その他）
理由：新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるため
新型コロナウイルス予防接種の副反応による療養のため

また、今回の臨時措置に該当し、本通知の発出前に年次休暇等で処理されている場合は、必要に応じて修正して差し支えない。その際は、休暇簿の当該欄を二重線により取り消し、欄外に「職専免」と記載すること。